

(公印省略)

26財第932号
平成26年11月17日

各部（局）長
教 育 長 殿
警 察 本 部 長
企 業 局 長

総 務 部 長

平成27年度暫定予算見積書の提出について

平成27年度当初予算については、当面暫定予算として編成することとしたので、下記要領により予算見積書を作成の上、所定の期日までに提出されるよう命により通知する。

本県は、今後見込まれる財源不足の解消を図るとともに、将来に向けて持続可能で安定した財政運営を実現するため、「福岡県財政改革推進プラン」を策定し、財政健全化の取組みを進めているところである。

このような状況を各部においても十分認識し、暫定予算の見積もりに際しても、夏季に実施した事務事業見直しの結果はもとより、自主的事業の見直しによる、さらなる事業の厳選、再構築等に努められたい。

記

第1 基本方針

平成27年4月から7月までの4か月間に措置する必要がある経費について暫定予算を編成する。

第2 一般会計に関する事項

I 歳入歳出予算に関する事項

1 歳出に関する事項

(1) 人件費

給与費については、別途指示する方法により見積もること。

(2) 義務費

社会保障関係費その他の義務費については、年間所要見込額を基準として見積もること。

(3) 建設事業費

ア 補助公共事業費

平成26年度当初予算額を基準として見積もること。

イ 単独公共事業費

平成26年度当初予算額を基準として見積もること。

ウ その他

年間所要見込額を基準として見積もること。

ただし、早期着工の必要がある事業及び前年度債務負担行為をした事業については、その必要額を見積もるよう留意すること。

(4) 維持補修費

土木施設等維持補修費については、平成26年度当初予算額を基準として見積もること。

(5) 一般行政費

夏季に実施した事務事業の見直し結果を踏まえ、その必要性について十分検討し、年間所要額を基準として見積もること。

ただし、前年度から引き続き貸し付ける必要がある貸付金等暫定期間中に執行する必要があるものについては、年間所要見込額を見積もるよう留意すること。

(6) その他

予備費、他会計繰出金については、会計の状況を考慮して見積もること。

2 歳入に関する事項

現行法令等の定めるところにより、国庫支出金、分担金及び負担金、県債等の特定財源については歳出に対応する額を、一般財源については収入時期等を勘案して見積もること。

II その他の予算事項

継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金等については、必要額を見積もること。

第3 特別会計及び公営企業会計に関する事項

一般会計の例により要求すること。

第4 その他の事項

I 予算単価

予算の積算に用いる単価は、「平成27年度予算単価表」によることとするが、単価表に定めのないものについては、実績等に基づき適正な額で積算すること。

II 消費税率及び地方消費税率引き上げの取扱いについて

平成27年10月1日からの施行が予定されている消費税率及び地方消費税率の引き上げの要求額への反映については、政府の

決定後、別途指示する。

Ⅲ 見積書の様式その他

福岡県財務規則の定める様式のほか、別途指示する様式によること。

Ⅳ 提出期限

政策的経費 (A経費)	}	11月28日 (金)
行政的経費 (B経費)		

経常的管理経費 (C経費)	12月	3日 (水)
---------------	-----	--------

Ⅴ 提出部数

予算見積書	1部
附属資料	1部

Ⅵ 予算編成作業日程 (予定)

暫定予算記者レク	11月19日 (水)
財政課班長・担当査定	11月28日 (金) ~
財政課長査定	12月中旬 ~ 1月上旬
総務部長査定	1月上旬 ~ 1月中旬
知事査定	1月中旬 ~ 1月下旬